

○北本市男女共同参画審議会規則

平成5年3月16日

規則第7号

改正 平成13年5月28日規則第21号

平成16年3月31日規則第15号

平成19年6月27日規則第33号

平成20年3月31日規則第7号

平成23年3月1日規則第5号

平成28年3月31日規則第15号

令和2年3月23日規則第11号

注 平成20年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）第3条の規定に基づき、北本市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の代表者

(2) 知識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 公募による市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(平23規則5・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(平20規則7・平28規則15・令2規則11・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第21号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第15号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、北本市女性会議規則(平成5年規則第7号)により委嘱されている北本市女性会議委員は、この規則により委嘱されたものとみなし、その任期は、当該会議規則により委嘱された日までとする。

附 則 (平成19年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北本市男女共同参画審議会規則の規定は、平成19年6月1日から適用する。

附 則 (平成20年規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第5号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。